

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3項の規定に基づき認定する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に関する手続等について、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前相談)

第2条 認定こども園を設置しようとする者（以下「設置希望者」という。）は、船橋市認定こども園認定等事前相談書（第1号様式）により、認定こども園の設置に関する計画（以下「計画」という。）の事前相談を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前相談があったときは、設置の必要性等について審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(事前協議)

第3条 前条第2項の審査の結果、設置の必要性があり、適切な計画であると認められた設置希望者は、船橋市認定こども園認定等事前協議書（第2号様式）により、計画の事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係法令との適合性その他必要事項を審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(計画の着手等)

第4条 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、船橋市認定こども園認定等計画着手届（第3号様式）により、計画に着手するものとする。

2 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、やむを得ない理由により計画の内容を変更しようとするときは、その変更の可否等について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

(認定の申請)

第5条 第2条から第4条の手続き等を経て、法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、認定こども園の認定を受けようとする設置希望者は、船橋市認定こども園認定申請書（第4号様式）により、市長に認定の申請を行うものとする。

(認定等)

第6条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、法第3条第5項の規定に基づき内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定こども園の認定を決定したときは、船橋市認定こども園認定通知書（第5号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定こども園を認定しないと決定したときは、船

橋市認定こども園不認定通知書（第6号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

（運営開始後の内容変更手続き）

第7条 前条により認定された設置希望者は、認定こども園の運営開始後に、次の各号に掲げる事項について変更しようとするときは、あらかじめ相当期間の余裕を持って、第2条の規定に準じて手続きを行うものとする。なお、変更しようとする事項が、施設整備を伴うもの等、市長がより詳細な協議を行う必要があると認めた場合は、第3条及び第4条の規定に準じて手続きを行うものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 認定こども園の運営に関する規程
- (4) 経営の責任者若しくは園長
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 設置希望者は、前項に規定する手続きを経た後に、変更日の前日までに、船橋市認定こども園内容変更届（第7号様式）を市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、船橋市認定こども園内容変更届受理通知書（第8号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定こども園の認定に関する手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長あて

所在地又は住所
 名 称
 代表者氏名

印

船橋市認定こども園認定等事前相談書

次のとおり、認定こども園における（ 設置計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱第2条第1項又は第7条第1項の規定により、関係書類を添えて事前相談します。

名 称 (仮 称)								
類 型	幼稚園型（ 単独型 ・ 並列型 ・ 接続型 ） 保育所型 地方裁量型							
定 員	名 (内訳) (単位:名)							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号							
	2号							
	3号							
計								
施設設置 計画地	船橋市							
敷地面積	m ²							
認 定 及 び 変更内容								
設計概要	別紙の通り							

第2号様式

年 月 日

船橋市長あて

所在地又は住所
名 称
代表者氏名

印

船橋市認定こども園認定等事前協議書

年 月 日 第 号にて通知のありました、認定こども園（認定こども園名）
の（設置計画・変更計画）にかかる事前協議書について、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

第3号様式

年 月 日

船橋市長 へ

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市認定こども園認定等計画着手届

年 月 日 第 号にて通知のありました認定こども園（認定こども園名）の
（設置計画・変更計画）について、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱第4条第1項又は第7条第1項の規定により、事前協議の内容の通り、計画に着手することを届け出ます。

年 月 日

船橋市長 へ

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市認定こども園認定申請書

認定こども園（認定こども園名）の認定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 認定こども園の種類

2. 施設名

3. 施設の所在地 船橋市

4. 建物その他設備の規模及び構造

①園地 敷地面積 m²（認定こども園専用部分 m²）

②園舎 延床面積 m²（認定こども園専用部分 m²）

建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

③設備

④備品等の状況

⑤図面

5. 定員 名

（内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 運営に関する規程

7. 経営の責任者及び園長の氏名及び経歴

8. 職員

9. 収支予算

10. 事業開始年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市認定こども園認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園（認定こども園名）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定します。

1. 認定こども園の種類

2. 施設名

3. 施設の所在地 船橋市

4. 建物その他設備の規模及び構造

①園地 敷地面積 m²（認定こども園専用部分 m²）

②園舎 延床面積 m²（認定こども園専用部分 m²）

建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

5. 定員 名

（内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 事業開始年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市認定こども園不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園（認定こども園名）の認定については、次の理由により認定しないので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第9項の規定により、通知します。

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

船橋市長 へ

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市認定こども園内容変更届

認定こども園（認定こども園名）の内容変更について、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更内容

（ ）

認定を受けた定員を変更する場合は、下欄に現在の定員及びその増減並びに変更後の定員を記載すること

（年齢別増減内訳）

（単位：名）

号	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
	3号	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
現在										
増減										
変更後										

2. 変更理由

3. 変更年月日 年 月 日

【添付書類】

理事会等の議事録の写し、又はそれに準じる書類

（設備構造を変更する場合）

①変更に関する設備の一覧表

②変更の前後が判別できる建物平面図

（運営に関する規程を変更する場合）

①変更後の園則

②定員の変更を伴う場合は、建物その他設備の規模及び構造がわかる図面と職員一覧（経営の責任者若しくは園長を変更する場合）

①新たに経営の責任者若しくは園長となろうとするものの履歴書

②園長を変更する場合は、園長となる要件を具備していることが確認できる証明書等

その他市長が必要と認める書類

注

園長を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市認定こども園内容変更届受理通知書

年 月 日付けで届出のありました、認定こども園（ 認定こども園名 ）の内容変更については、次のとおり受理しましたので、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の手続き等に関する要綱第7条第3項の規定により通知します。

1. 施設名
2. 施設の所在地 船橋市
3. 変更内容
4. 変更年月日 年 月 日